

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成 20 事務年度（判）第 13 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 23 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 3 月 23 日

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実

被審人は、平成 18 年 7 月 26 日ころ、株式会社 A P 8（当時）と公開買付け応募契約の締結の交渉をしていた B から、同契約の締結の交渉に関し知った、株式会社 A P 8 の業務執行を決定する機関が、東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号に本店を置き、レストランの経営事業等を営む会社の株式の所有により、その事業活動を支配、管理することを目的とし、その発行する株券がジャスダック証券取引所市場に上場されていた株式会社レックス・ホールディングス（平成 19 年 9 月 1 日合併により解散）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の平成 18 年 11 月 8 日、C 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5

番 8 号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、D 名義で、自己の計算において、株式会社レックス・ホールディングスの株券 17 株を買付価額 363 万 8000 円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 2 項第 2 号、平成 18 年法律第 65 号による改正前の証券取引法第 167 条第 3 項、第 1 項第 4 号、法第 176 条第 2 項

(3) 課徴金の計算の基礎

$$(228,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 株}) - (214,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 株}) = 238,000 \text{ 円}$$

法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切捨て。

平成 21 年 1 月 20 日

金融庁長官 佐藤 隆文